

## 第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

### 第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

#### (火気設備等の位置)

第2条の2 火気設備等（法第9条に規定する火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備をいう。以下同じ。）は、建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）及び可燃性の物品から、別表第3の左欄に掲げる火気設備等の種別に応じ同表の右欄に定める離隔距離（消防長が火災予防上安全であると認める場合、火気設備等が第7条の2、第8条の3、第10条の2又は第13条第4項に規定する火気設備等である場合及び火気設備等が別表第3の左欄に掲げる種類の火気設備等であつて同欄に掲げる種別の火気設備等以外の火気設備等である場合にあつては、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離）以上の距離を保つ位置に設けなければならない。ただし、当該建築物等の部分が、不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等の部分であり、かつ、その構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であつて間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造つたもの又は耐火構造以外の構造であつて間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合は、この限りでない。（ひ）（ほ）

#### 【解説】

本条は、火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備（以下「火気設備等」という。）の位置について規制したものである。

1 火気設備等とは、法第9条に規定するものをいい、次のものが該当するが、使用形態上、容易に移動できないものをいう。

- (1) 炉
- (2) ふろがま
- (3) 温風暖房機
- (4) 厨房設備
- (5) ボイラー
- (6) ストープ（移動式のものを除く。）
- (7) 乾燥設備
- (8) サウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）
- (9) 簡易湯沸設備（入力が12キロワット以下の湯沸設備をいう。）

- (10) 給湯湯沸設備（簡易湯沸設備以外の湯沸設備をいう。）
- (11) 燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。）
- (12) ヒートポンプ冷暖房機
- (13) 火花を生ずる設備（グラビア印刷機、ゴムスプレッター、起毛機、反毛機その他その操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備をいう。）
- (14) 放電加工機（加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。）
- (15) 変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び(16)に掲げるものを除く。）
- (16) 急速充電設備

次の条件に該当する設備を対象とする。

ア 出力に関する要件

定格出力が20キロワットを超える設備であること。

イ 構造・機能に関する要件

以下のいずれかに該当すること。

(ア) 一体型

設備本体で電気を昇圧（変圧）し、コネクタを用いて、電気自動車等に充電する設備（以下「一体型」という。）。

(イ) 分離型

変圧機能を有する設備本体と、充電ポストにより構成される設備（以下「分離型」という。）。

※ (ア) 及び (イ) に該当しない設備は、本基準の適用対象外とし、第12条に定める「変電設備」に基づき取り扱う。

- (17) 内燃機関を原動力とする発電設備

- (18) 蓄電池設備

ただし、以下の場合を除く。

ア 蓄電池容量が10キロワット時以下のもの。

イ 蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるもの。

- (19) ネオン管灯設備

- (20) 舞台装置等の電気設備（舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備をいう。）

2 本条は、火気設備等の位置の規制であるが、特に火気設備等と建築物等及び可燃性の物品との離隔距離について規定されており、原則として、別表第3に掲げる離隔距離以上の距離を保つ位置に設けなければならないとしている。ただし、前1(8)及び(11)から(20)までの火気設備等は、別表第3にはないため、離隔距離については、個々の条文の規定によることとなる。

なお、本条でいう「建築物等」とは、建築物その他の土地に定着する工作物をいい、「可燃性の物品」とは、およそ燃える又は燃えるおそれのあるものすべてをいう。

また、別表第3においては、火気設備等の種類及び入力量の違いにより、それぞれ離隔距離を示しているが、同一の火気設備等においても、その周囲の材料が「不燃以外」と「不燃」では、その離隔距離も違う。別表第3でいう「入力」、「不燃以外」、「不燃」とは次のとおりである。

- (1) 「入力」とは、気体燃料又は液体燃料を使用する火気設備等にあつては最大消費熱量を、電気を熱源とする火気設備等にあつては定格消費電力をいう。
- (2) 「不燃以外」とは、別表第3の備考にあるように、離隔距離の対象が不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品である場合をいう。「不燃材料以外の材料による仕上げ」とは、周囲の壁体等が可燃性のものをいい、次のものが該当する。

ア 下地及び仕上げが不燃材料以外のもの

イ 下地が不燃材料で、表面を不燃材料以外のもの仕上げたもの

また、「これに類似する仕上げ」とは、表面が不燃材料で仕上げたものであつても、防火性能が低いものをいい、例えば、下地を木材等の可燃性のものとし、ステンレス等の金属板又は薄い不燃スレートのみで仕上げを行ったものなどが該当する。これらの構造は、可燃性の下地が伝導過熱等により、着火危険のあるものである。

- (3) 「不燃」とは、これも備考にあるように、離隔距離の対象が不燃材料で有効に仕上げた建築物等の部分又は防熱板である場合をいう。

ア 「不燃材料で有効に仕上げた建築物等の部分」とは、室温 35 度で火気設備等を使用した場合、火気設備等に面する不燃材料以外の材料の火気設備等側の温度が 100 度を超えない遮熱性能を有する不燃材料で仕上げをした建築物等の部分をいう（図2の2-1参照）。

なお、これに該当する具体的な構造としては、次のものが該当するが、いずれも不燃材料で有効に仕上げたものであること。

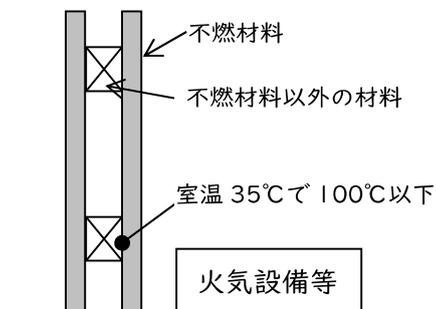
(ア) 建基法第2条第7号の2に規定する準耐火構造

- (イ) 平成12年4月に改正される前の建基令（以下「改正前建基令」という。）第108条第2号に適合していた防火構造（同条第4号の規定に基づき、建設大臣が同条第2号と同等以上の防火性能を有すると認めて指定していたものを含む。）又は、石膏ボード及びけい酸カルシウム板等、すべてが不燃材料の組合せて、当該張り合わせの合計が15ミリメートル以上となるもの。

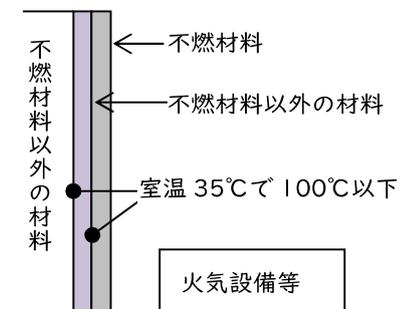
(ウ) 建設省告示第1359号（平成12年5月24日）第1、1ハに規定する防火構造（この場合、「屋外側」を「火気設備等側」に読み替えるものとする。）

図2の2-1 「不燃材料で有効に仕上げた建築物等の部分」の構造例

① 間柱のある構造の例



② 複数の構成部材を使用した場合



また、「不燃材料」とは、建基法第2条第9号に規定され、不燃性能に関して建基令第108条の2で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣が認めたものをいい、一般的には、コンクリート、レンガ、瓦、不燃スレート、ガラス等をいう。ガラスは不燃材料には該当するが、熱等により破損することがあるので、有効に仕上げをした部分とはならない。

イ 「防熱板」とは、ガス機器を設置した箇所の、「可燃材料、難燃材料又は準不燃材料による仕上げをした建築物の部分等」の表面温度が室温を35度としたときに100度を超えないものをいい、次によること。

(ア) 金属以外の不燃材料の防熱板は、厚さ0.6センチメートル以上のけい酸カルシウム板又はこれらと同等以上の防熱性を有するもので、可燃物と当該防熱板との間に通気性の良い1センチメートル以上の空間を設ける。なお、スペーサーは熱伝導率の小さい不燃材料を使用し、熱影響の少ない部分に設置されているものであること(図2の2-2参照)。

(イ) 金属性の防熱板は、熱及び衝撃等によって、変形しないように補強された厚さ0.5ミリメートル以上の普通鋼板(ステンレス鋼板は0.3ミリメートル以上)をいい、可燃物等と当該防熱板との間に通気性の良い1センチメートル以上の空間を設ける。なお、スペーサーは熱伝導率の小さい不燃材料を使用し、熱影響の少ない部分に設置されているものであること(図2の2-3～5参照)。

図2の2-2  
金属以外の不燃材料の防熱板

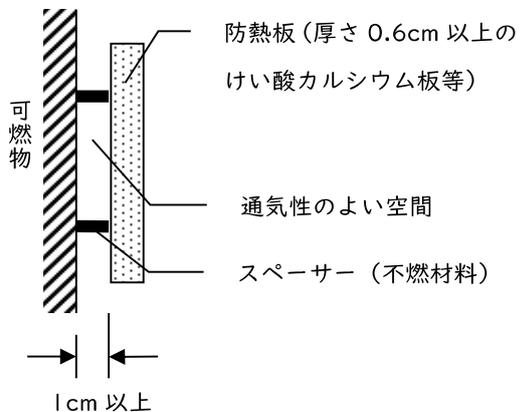


図2の2-3①  
金属製の防熱板

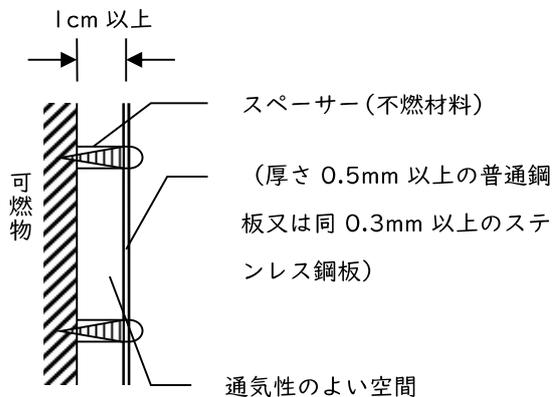


図2の2-3②  
金属板で覆ったもの

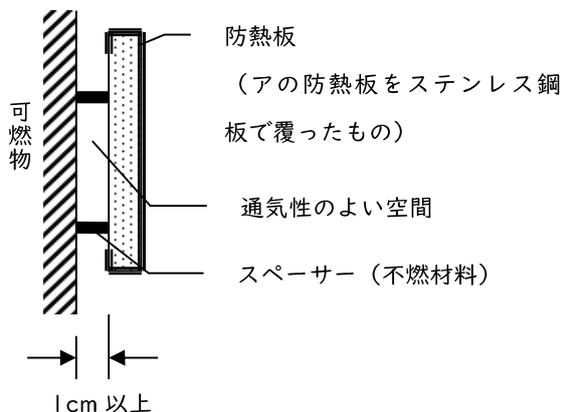
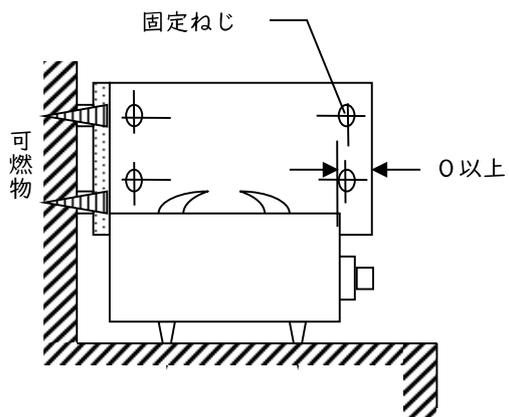


図2の2-4  
防熱板固定ねじの位置の例



(ウ) こんろ側方又は上方に防熱板を設ける場合は、図2の2-5①、②、③を参考とすること。

図2の2-5① 防熱板の設置例及び構造例

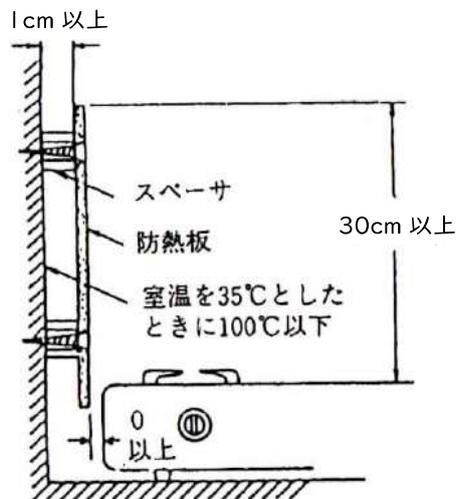
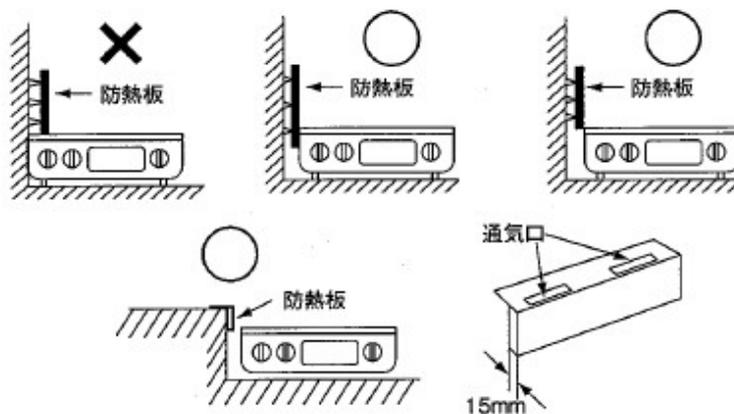
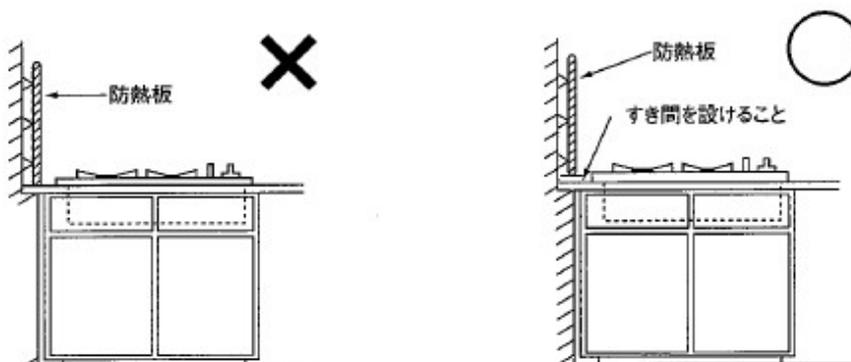


図2の2-5② こんろ及びドロップインこんろの側方に設置する場合  
 こんろの場合



ドロップインこんろの場合





(4) 各火気設備等の離隔距離については、各条において説明するので、それを参照すること。

3 本条では、2で述べたように、離隔距離については、原則として別表第3によるものとしているが、これ以外に「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号。以下「告示第1号」という。）により得られる距離で規制する場合がある。

(1) 次のものにあつては、告示第1号により得られる離隔距離で規制することとなる。

ア 消防長が火災予防上安全であると認める場合

イ サウナ設備及びヒートポンプ冷暖房機

ウ 燃料電池発電設備

エ 気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備（10キロワット未満）

オ 急速充電設備

カ 別表第3の左欄に掲げる種類の火気設備等であつて同欄に掲げる種別の火気設備等以外の火気設備等

「告示第1号により得られる距離」とは、火気設備等の通常燃焼時若しくは異常燃焼時において、近接する可燃物等の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうち、いずれか長い距離としており、実際の燃焼試験等によって得られたデータを基に決定することとなる。したがって、別表第3に掲げる離隔距離は画一的なものであるに対し、告示第1号により得られる離隔距離は、火気設備等個々の距離となる。

(2) 告示第1号は、試験方法の性能的なことしか示されていないため、第三者機関等が定めている試験基準等が告示第1号に適合するか否かについては、それぞれ検討しなければならないが、現在、次に掲げる試験基準等が告示第1号に基づく試験方法等であるとしている。

ア （一財）日本ガス機器検査協会が定めた防火性能評定試験基準等

イ （一財）日本燃焼機器検査協会が定めた防火性能検査基準（JHIA N-5801）

ウ （一社）日本電機工業会が定めた試験基準等

(3) これらの試験基準等に適合する火気設備等は、告示第1号に適合する火気設備等として取り扱うこととし、当該火気設備等の離隔距離は、これらの試験基準により得られた距離とする。

なお、これらの試験基準等に適合するものは、その前提として、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。以下「JIS」という。）、電気用品安全法等の関係法令に適合しており、火気設備等としての安全性等は保証されているものである。

これらの試験基準等に適合した火気設備等にあつては、表2の2に示す認証ラベルが貼付されているか又は取扱説明書等に離隔距離等が記載されているので、これを参考とすること。

表2の2 認証ラベル等

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">日本産業規格に適合したもの</p>	<p style="text-align: center;">JIS 表示 (旧)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">平成 20 年 9 月 30 日をもって終了</p>	<p style="text-align: center;">JIS 表示 (新)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">平成 17 年 10 月 1 日から</p>	
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">火災予防上日本産業規格に適合したものと同等以上の基準に適合したもの</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">気体燃料を用いるもの</p>	<p style="text-align: center;">【特定ガス用品】</p> <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器</li> <li>▪ 半密閉燃焼式ガストーブ</li> <li>▪ 半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま</li> <li>▪ ガスふろバーナー 等</li> </ul>
<p style="text-align: center;">【特定液化石油ガス器具等】</p> <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 液化石油ガスこんろ</li> <li>▪ 半密閉式液化石油ガス用瞬間湯沸器</li> <li>▪ 半密閉式液化石油ガス用バーナー付ふろがま</li> <li>▪ ふろがま</li> </ul>			<p style="text-align: center;">【特定液化石油ガス器具等以外の指定品目】</p> <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 調整器</li> <li>▪ 開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用瞬間湯沸</li> <li>▪ 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース</li> <li>▪ 密閉式又は屋外式の液化石油ガス</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 液化石油ガス用ふろバーナー</li> <li>▪ 半密閉式液化石油ガス用ストーブ</li> <li>▪ 液化石油ガス用ガス栓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 用バーナー付ふろがま</li> <li>▪ 開放式若しくは密閉式又は屋外式の液化石油ガス用ストーブ</li> <li>▪ 液化石油ガス用ガス漏れ警報器</li> <li>▪ 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース</li> <li>▪ 液化石油ガス用対震自動ガス遮断機</li> <li>▪ 一般ガスこんろ</li> </ul>
		<p style="text-align: center;">【自主検査品目】</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ガスこんろ</li> <li>▪ ガスレンジ</li> <li>▪ ガスオープン</li> <li>▪ ガス炊飯器・吸収式冷暖房用ガス熱源機</li> <li>▪ ガスヒートポンプ冷暖房機</li> <li>▪ 燃料電池発電設備</li> <li>▪ ガスエンジン発電設備</li> <li>▪ ガス瞬間湯沸器</li> <li>▪ ガスふろがま、ガス暖房機器 等</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">の</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">液体燃料・ペレットを用いるもの</p>	<p style="text-align: center;">【自主検査品目】</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 石油燃焼機器</li> <li>▪ ペレット燃焼機器</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">電気用品安全方法に適合したもの</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">電気を用いるもの</p>	<p style="text-align: center;">【特定電気用品】</p> <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 電気便座</li> <li>▪ 電気スチームバス</li> <li>▪ 電気サウナバス</li> <li>▪ 携帯発電機 等</li> </ul>	<p style="text-align: center;">【特定電気用品以外の電気用品】</p> <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 電気コタツ</li> <li>▪ 電気コンロ</li> <li>▪ 電気フライヤー</li> <li>▪ 電気湯沸器 等</li> </ul>

4 本条のただし書では、火気設備等周囲の建築物等の部分が次の構造に該当するものについては、別表第3に掲げる距離又は告示第1号により得られる距離としないこと、言い換えれば、離隔距離の規制を除外できることとしている。

- (1) 当該建築物等の部分が、不燃材料で有効に仕上げをした部分であり、かつ、その構造が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものである場合
- (2) 当該建築物等の部分が、不燃材料で有効に仕上げをした部分であり、かつ、その構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合

ここでいう「耐火構造」、「準不燃材料」とは、次のとおりである。「不燃材料で有効に仕上げした建築物等の部分」については、2(3)アによること。

ア 「耐火構造」とは、建基法第2条第7号に規定され、建基令第107条で定める耐火性能を有するものをいい、一般的には、鉄筋コンクリート、レンガ造等の構造をいう。

イ 「準不燃材料」とは、建基令第1条第5号に規定され、通常火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間、建基令第108条の2の各号要件に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣が認めたものをいい、一般的には、石膏ボード（厚さ9ミリメートル以上）、木毛セメント板（厚さ15ミリメートル以上）等をいう。

- (3) (1)については、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造った耐火構造のうち、その仕上げを不燃材料としたものである（図2の2-7参照）。

なお、建基法は、平成12年4月に性能規定の考え方が導入されて改正されたため、「準不燃材料」には、「不燃材料」も含まれることとなる。

また、(2)については、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造った耐火構造以外の構造で、有効に遮熱できるものに限るとされており、次のものがこれに該当するが、いずれもその仕上げを不燃材料としたものである（図2の2-8参照）。

ア 準耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの

イ 平成12年4月に改正される前の建基令（以下「改正前建基令」という。）第108条第1号に規定していた防火構造（同条第4号の規定に基づき、建設大臣が同条第1号と同等以上の防火性能を有すると認めて指定していたものを含む。）

ウ 間柱、下地を不燃材料で造ったもので、建設省告示第1359号（平成12年5月24日）第1、1口(2)に規定する構造（この場合、「屋外側」を「火気設備等側」に読み替えるものとする。）

図2の2-7 不燃材料で有効に仕上げをした部分であり、かつ、その構造が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったもの

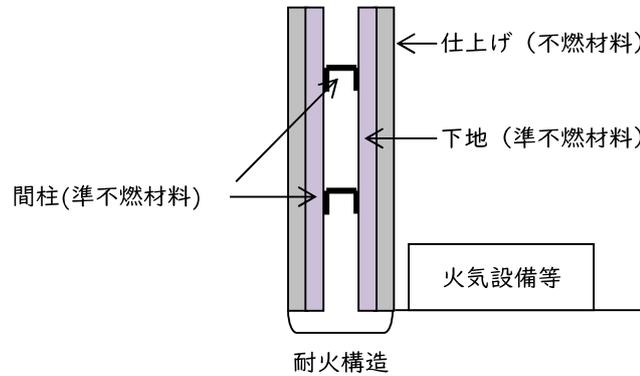
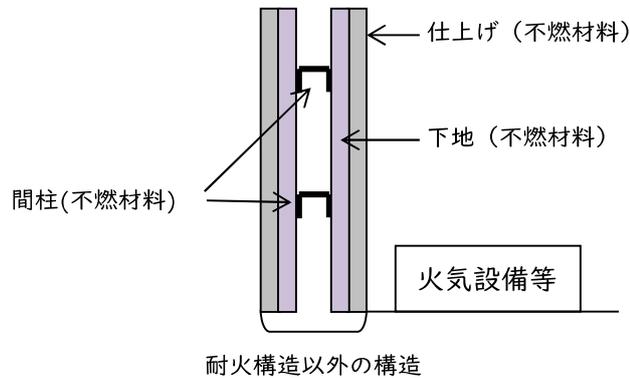
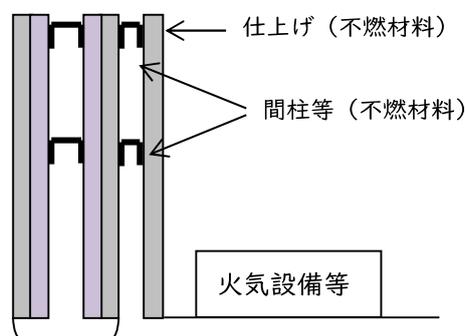


図2の2-8 不燃材料で有効に仕上げをした部分であり、かつ、その構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)



なお、(1)及び(2)に該当する建築物等の部分において、それぞれの構造の上に仕上げをする場合、仕上げの部分と当該構造が一体的ではないが、仕上げの部分及びそれを支持する間柱等が共に不燃材料であれば、離隔距離の規制を除外できることとして差し支えない(図2の2-9)。

図2の2-9



(1)及び(2)に該当する構造

## 【関係告示】

対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準

平成14年3月6日 消防庁告示第1号

(改正) 令和5年5月31日 消防庁告示第8号

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）第5条及び第20条の規定に基づき、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準を次のとおり定める。

対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準

## 第1 趣旨

この告示は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の規定に関する基準を定める省令第5条及び第20条の規定に基づき、対象火気設備等及び対象火気器具等（以下「対象火気設備、器具等」という。）の離隔距離に関する基準を定めるものとする。

## 第2 用語の定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 離隔距離 対象火気設備、器具等の設置の際に、当該対象火気設備、器具等と建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離をいう。
- (2) 安全装置 対象火気設備、器具等に設けられるその安全を確保する装置であって、対象火気設備、器具等が故障等により異常となった際に、自動的に燃焼部への燃料又は発熱部への電力の供給を遮断し、かつ、当該供給を自動的に再開しない装置又はシステムをいう。
- (3) 定常状態 測定する位置における温度上昇が30分間につき0.5度以下になった状態をいう。

- (4) 通常燃焼 気体燃料、液体燃料又は固体燃料を使用する対象火気設備、器具等にあつては通常想定される使用における最大の燃焼となる状態を、電気を熱源とする対象火気設備、器具等にあつては通常想定される使用における最大の発熱となる運転をいう。
- (5) 異常燃焼 気体燃料、液体燃料又は固体燃料を使用する対象火気設備、器具等にあつては温度制御装置等が異常となった場合において最大の燃焼となる状態を、電気を熱源とする対象火気設備、器具等にあつては温度制御装置等が異常となった場合において最大の発熱となる運転をいう。
- (6) 試験周囲温度 対象火気設備、器具等の試験を行う場合の当該対象火気設備、器具等の周囲の温度のことをいう。
- (7) 許容最高温度 通常燃焼の場合又は異常燃焼で安全装置を有しない場合にあつては 100 度を、異常燃焼で安全装置を有する場合にあつては次の表の上欄に掲げる対象火気設備、器具等の種別に応じそれぞれ同表の下欄に定める温度をいう。

対象火気設備、器具等の種別	温度
気体燃料を使用するもの	135 度
液体燃料を使用するもの	135 度
電気を熱源とするもの	150 度

- (8) 最大投入量 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等において、当該対象火気設備、器具等に一度に投入することができる固体燃料の量のうち、通常燃焼に達するために必要な量をいう。

### 第3 離隔距離の決定

対象火気設備、器具等の離隔距離は、次の各号に定める距離のうち、いずれか長い距離とする。

- (1) 通常燃焼時において、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離
- (2) 異常燃焼時において、対象火気設備、器具等の安全装置が作動するまで燃焼が継続したときに、近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離。ただし、対象火気設備、器具等が安全装置を有しない場合にあつては、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離

### 第4 運用上の注意

第3に定める離隔距離の決定に当たつての運用上の注意は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 基準周囲温度は、35 度とする。
- (2) 試験周囲温度が基準周囲温度未満の場合においては、許容最高温度と基準周囲温度の差を試験周囲温度に加えた温度により、試験を行うものとする。
- (3) 異常燃焼時において、複数の温度制御装置等を有する対象火気設備、器具等については、そのう

ち1の温度制御装置等のみを無効とした状態でそれぞれ試験を行い、それらの場合に判定される距離のうちいずれか長いものにより離隔距離を判定する。

- (4) 異常燃焼時において、複数の安全装置を有する対象火気設備、器具等については、そのうち1の安全装置を有効とした状態でそれぞれ試験を行い、それらの場合に判定される距離のうちいずれか長いものにより離隔距離を判定する。ただし、対象火気設備、器具等が確実に作動する安全装置を有する場合にあっては、当該安全装置を有効とした状態で試験を行う場合に判定される距離により離隔距離を判定することができる。

#### 第5 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離の特例

固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離にあっては、第3に定める距離によるほか、当該対象火気設備、器具等に、最大投入量まで固体燃料を投入して、当該燃料の重量が、最大投入量の重量の2分の1を乗じて得た重量まで減少するまで燃焼させることを1サイクルとして5回繰り返す試験を行い、当該試験において、4以上のサイクルで近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離とすることができる。この場合において、当該試験の運用上の注意は、第4第1号及び第2号によるほか、次の各号に定めるものとする。

- (1) 当該試験の実施前に、3時間を限度として対象火気設備、器具等を予熱することができること。
- (2) 1のサイクルの終了後、次のサイクルを開始するまでの間、燃焼状態を維持すること。
- (3) 最後に実施するサイクルにおいて、近接する可燃物の表面温度が当該試験における最も高い温度を示していないこと。

#### 第6 火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備、器具等の離隔距離の特例

通常燃焼時において、対象火気設備、器具等の表面の温度上昇が定常状態に達したとき又は対象火気設備、器具等が連続して運転可能な最大の時間まで運転したときに、当該対象火気設備、器具等の表面の温度が許容最高温度を超えないものの離隔距離にあっては、第3に定める距離にかかわらず、0とすることができる。この場合における運用上の注意は、第4第1号及び第2号によるものとする。

#### 附則

この告示は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の施行に関する基準を定める省令の施行日（平成15年1月1日）から施行する。

#### 附則（令和5年5月31日消防庁告示第8号）

この告示は、公布の日から施行する。